

2022年05月10日号

縮小・厳格化が進む

「キャリアアップ助成金の改正点」

1分でわかる！

会社を成長させるための

桑原事務所メルマガ通信 Vol.17

みなさま、おはようございます。

社会保険労務士法人桑原事務所の弘中でございます。

本日は、縮小・厳格化が進む「キャリアアップ助成金の改正点」についてご紹介します。

令和4年4月1日から、キャリアアップ助成金が改正されました。今回は、正社員化コース・障害者正社員化コースの改正点についてのご案内です。

【正社員化コース改正点】

有期雇用労働者から無期雇用労働者への転換についての助成が廃止され、以下の2つのコースのみとなりました。

①有期から正規への転換

②無期から正規への転換

③有期から無期への転換 ← ココが廃止に！

これまで、有期から無期へ転換するだけで、助成金の対象となっていたものが、これが廃止・縮小されました。

【正社員化コース・障害者正社員化コースの両コース共通の改正点】

正社員の定義と非正規雇用労働者の定義についても厳格化されています。

① 正社員定義の変更点

これまで ⇒正社員用の就業規則が適用されている労働者

改正後 ⇒正社員用の就業規則の適用に加えて、「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限るという要件が追加されました。

※ 「賞与または退職金の制度」かつ「昇給」が適用されている者に限るとは？

会社において正社員に賞与や昇給または退職金がある場合は、転換後の社員にも賞与・昇給・退職金があることが必要です。例えば、無期で月給者に変更したが、賞与や昇給などが無いという場合は、この助成金では正社員と認められないのです。

② 非正規雇用労働者定義の変更点

これまで ⇒6か月以上雇用している有期または無期雇用労働者

改正後 ⇒正社員用の就業規則とは別の（非正規社員等就業規則など）就業規則の適用を6か月

以上受けていることが必須要件となりました。

※ この改正点は、令和 4 年 10 月 1 日以降の正社員転換に適用されるため、就業規則等の整備がまだの会社様はこれから変更を検討すればよろしいでしょう。

※ 現行の賃金が改正前より 3 %以上アップが必要という要件については、4 月以降も必須となります。

厚生労働省リーフレット

キャリアアップ助成金の変更点

[000923180.pdf \(mhlw.go.jp\)](#)

ご不明点等ございましたら、お気軽に当事務所までご連絡ください。

よろしく申し上げます。

社会保険労務士法人桑原事務所

〒747-0801 山口県防府市駅南町 8-14

[TEL:0835-22-6706](tel:0835-22-6706)

FAX:0835-26-0023

MAIL: info@kuwasr.net
